

大分県報

令和七年
号外（一）
一月十五日

（水曜日）

目次

告示

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）（三件）……………一

○告示

大分県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年一月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
竹田津干拓地区	令七・一・一五から 令七・二・四まで	国東市役所

大分県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

令和七年一月十五日

に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年一月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
西溝井地区	令七・一・一五から 令七・二・四まで	杵築市役所

大分県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年一月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
大肥地区吉竹工区	令七・一・一五から 令七・二・四まで	日田市役所

大分県報号外（告示）